

**第 1 回事業再評価部会における委員からの指摘事項への対応について  
(第 6 貯木場土地造成事業)**

< 部会からの指摘事項 >

- ・ 現在、貯木していることに対して、料金とか取っているのであれば、埋め立てることによって貯木場として使われなくなるので、それはコストとして費用対効果の算出に反映するべきではないか

< 対応 >

- ・ 水面貯木場を埋め立てることで、消滅してしまう使用料収入については以下のように考えている。

第 6 貯木場を埋め立てるのは、水面貯木が減少したためであり、埋立計画が無くても水面の使用料収入は減収となる。また、埋立後も必要とされる水面については代替水面を用意するため、大阪港全体で考えると埋立計画により使用料収入は消滅しない。必要となる代替水面措置にかかる補償等の費用は事業費として計上されているため、費用対効果の算出に現状でも反映されている。